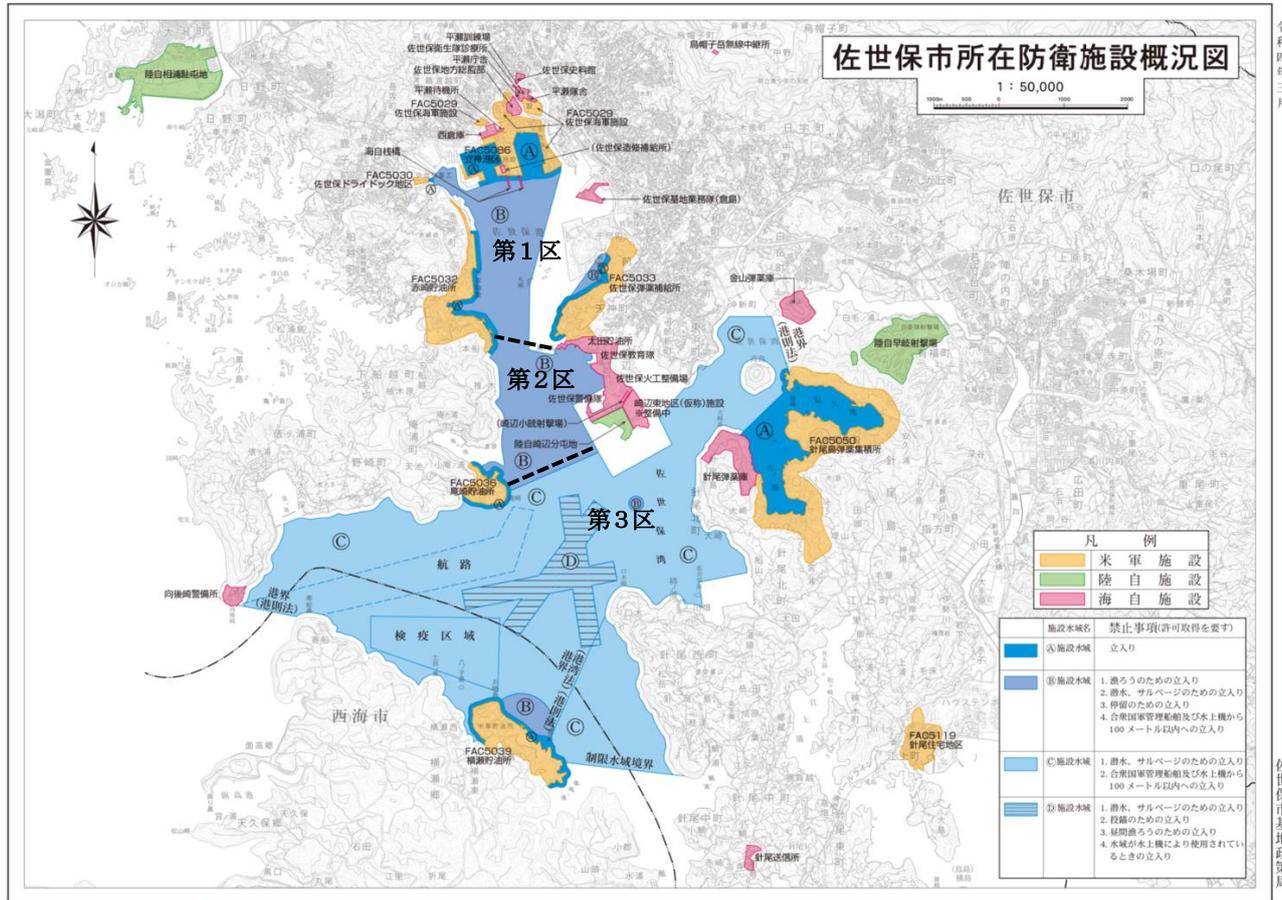


佐世保港提供水域（令和4年3月現在）

※「佐世保市所在防衛施設概況図」から引用



令和四年三月

佐世保市基地政策局

	A 制限水域	7.9%……すべて許可を必要とする区域	(2,690,400 m ²)
	B 制限水域	18.6%……航行は自由、その他は許可が必要	(6,308,000 m ²)
	C 制限水域	48.4%……潜水のみ許可が必要	(16,437,700 m ²)
	D 制限水域	5.5%……水上機路線権区域	(1,870,000 m ²)
	自由水域	19.5%	(6,627,000 m ²)
合計			(33,933,100 m ²)

※制限水域＝佐世保港全体の約 80.5%

※ただし、柿ノ浦漁港区域も含む（面積 58,700 m² C制限：40,100 m²・自由水域：18,600 m²）

【参考】佐世保港提供水域図における「第1区～第3区」について

佐世保港は「特定港」として定められている。(港則法施行令第2条別表第2)

「特定港」とは、「きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港」であり、入出港時の届出、びょう地の指定、泊地移動の制限、航路の航行規制、危険物積載船舶に対する規制等の特別な措置を講ずる必要がある。

※船舶交通の安全確保の見地から選定するもの。

※港湾法上の特定重要港湾の指定等とは、直接関係はない。

※特定港には港長が置かれている。

特定港内において停泊する船舶については、そのトン数又は積載物の種類により、定められた区域内に停泊することを義務付けられている。(港則法第5条)

停泊すべき特定港内の区域及び船舶については、港則法施行規則第3条別表第1において、特定港ごとに港区を定め、その境界を明確にするとともに、停泊すべき船舶を定めており、佐世保港において定められているものが「第1区～第3区」である。

このことは、港内の水深、船だまり等の面積、船舶の輻輳度及び四囲の状況等を勘案し、船舶のトン数又は積載貨物の種類等によって、停泊区域を限定することにより、船舶交通の安全と港内の整頓を図るためのものである。

(別表第1)

佐世保	第一区	鰐〔えい〕ノ鼻から二百八十三度に引いた線（以下A線という。）及び陸岸により囲まれた海面並びに平瀬橋下流の佐世保川水面	各種船舶及びけい留施設にけい留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、総トン数五百トン未満の船舶は、沿岸付近に限る。
	第二区	庵埼から大森鼻まで引いた線、A線及び陸岸により囲まれた海面	
	第三区	第一区、第二区及び航路を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、危険物を積載した船舶は百間鼻から土井ノ鼻まで引いた線以東の海面、総トン数五百トン未満の船舶は沿岸付近に限る。